

第1655回島根県教育委員会会議 議題書

令和6年12月24日(火)
日 時
13時30分～

第1655回教育委員会会議議題

期日 令和6年12月24日(火)

議題

一公開一

(議決事項)

第25号 県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正について
(学校企画課) —— 1

第26号 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部改正について
(学校企画課) —— 2

第27号 島根県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について
(学校企画課) —— 3

第28号 江津地域の新設校開校準備委員会「I期中間まとめ」について
(学校企画課) —— 4

第29号 令和7年度特別支援学校高等部及び専攻科の入学定員について
(特別支援教育課) —— 5

(報告事項)

第48号 県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部改正について
(総務課、学校企画課) —— 6

第49号 令和7年度島根県教育職員(実習助手【一般・工業】)採用候補者選考試験の結果について
(学校企画課) —— 7

第50号 令和7年度島根県市町村立小・中学校等校長・教頭・主幹教諭採用・昇任候補者選考試験(暫定再任用教職員を含む)結果及び特例任用候補者報告について
(学校企画課) —— 8

第51号 しまねの社会教育人材認証制度・登録制度の設立について
(社会教育課) —— 9

第52号 社会教育関係表彰等について
(社会教育課) —— 10

第53号 博物館の登録について
(文化財課) —— 11

—非公開—

(議決事項)

第30号 島根県文化財保護審議会に対する諮問について
(文化財課)

—— 12

(承認事項)

第5号 教職員の懲戒処分について
(学校企画課)

—— 13

第6号 教職員の懲戒処分について
(学校企画課)

—— 14

(協議事項)

第10号 県立高校魅力化ビジョンの素案について
(学校企画課)

—— 15

第11号 学校保健計画策定の手引～しまねっ子元気プラン～の改訂について
(保健体育課)

—— 16

県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正について

1 改正理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、下記のとおり教育委員会訓令を一部改正する。

2 一部改正する訓令

県立高等学校等の教職員の服務規程（昭和42年島根県教育委員会訓令第2号）

3 改正内容

第38条第3号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

4 施行日

令和7年6月1日

県立高等学校等の教職員の服務規程新旧対照表

改 正 後	改 正 前
県立高等学校等の教職員の服務規程 <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">〔昭 和 42 年 8 月 18 日〕 島根県教育委員会訓令第2号</div>	
目次 [略]	目次 [略]
第1条～第37条 [略]	第1条～第37条 [略]
(事故報告)	(事故報告)
第38条 [略]	第38条 所属長は、次の各号に掲げる事故があった場合は、速やかに教育委員会に報告するとともに、各号に定める様式により報告書を教育長に提出しなければならない。 (1)・(2) [略] (3) 教職員が刑事事件に関し起訴（略式手続の場合を除く。）された場合又は有罪判決（拘禁刑以上の場合に限る。）を受けた場合（様式第27号） (4)～(6) [略]
第39条・第40条 [略]	第39条・第40条 [略]
附 則 [略]	附 則 [略]
様式第1号～様式第29号 [略]	様式第1号～様式第29号 [略]

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部
改正について

1 改正理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、下記のとおり教育委員会規則を一部改正する。

2 一部改正する規則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則（昭和26年教育委員会規則第10号）

3 改正内容

様式第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

4 施行日

令和7年6月1日

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則 (昭和26年12月28日 島根県教育委員会規則第10号)</p>	
目次 [略]	目次 [略]
第1条～第37条 [略]	第1条～第37条 [略]
附 則 [略]	附 則 [略]
様式第1号・様式第2号 [略]	様式第1号・様式第2号 [略]
様式第3号	様式第3号
様式第3号 (第2条～第9条、第11条、第13条、第14条、第16条関係)	様式第3号 (第2条～第9条、第11条、第13条、第14条、第16条関係)
宣 誓 書	宣 誓 書
私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号まで該当しないことを宣誓します。	私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号まで該当しないことを宣誓します。
年 月 日	年 月 日
氏名	氏名
備考	備考
教育職員免許法第5条第1項	教育職員免許法第5条第1項
第3号 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者	第3号 <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者
第4号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者	第4号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
第5号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者	第5号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
第6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者	第6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
様式第4号～様式第26号 [略]	様式第4号～様式第26号 [略]

島根県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について

1 制定の理由

- ・ 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）」において、特定免許状失効者等※に対し、改善更生の状況その他その後の事情により再び教育職員免許状を授与するに当たっては、あらかじめ都道府県教育委員会の設置する都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならない旨が規定。
- ・ 令和4年3月18日付で、公布された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。）」において、委員の任免及び任期並びに審査会の代表、定足数及び議決方法について規定されるとともにその他審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定めることとされたため、島根県教育職員免許状再授与審査会規則を制定するもの。

※特定免許状失効者等とは、児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許状が失効した者及び免許状取上げの処分を受けた者をいう。

2 主な内容

- (1) 審査会の組織に関すること
- (2) 委員の構成等に関すること
- (3) 会議の運営に関すること
- (4) 参考人への意見聴取に関すること

3 施行期日

令和7年4月1日

4 会議の公開について

会議の内容に個人情報を扱うこと、また、会議の公正又は円滑な運営に支障が生じる恐れがあることから、島根県情報公開条例第34条第1号及び第2号に基づき、会議は非公開とする。

【参考】省令及び県教育委員会規則において定める内容

(1) 組織に関すること

委 員	内 容	国	県
人 数	5人以内		<input type="radio"/>
構 成	・医療、心理、福祉、法律に関する専門的な知識を有する者 ・教育委員会が適当と認める者		<input type="radio"/>
任命権者	県教育委員会	<input type="radio"/>	
任 期	2年(再任可)	<input type="radio"/>	
義 務	委員の守秘義務		<input type="radio"/>

(2) 運営に関すること

審 査 会	内 容	国	県
代 表 者	会長 ※委員の互選	<input type="radio"/>	
招 集 者	会長		<input type="radio"/>
会議の公開	非公開		<input type="radio"/>
定 足 数	委員の過半数の出席	<input type="radio"/>	
議 決 方 法	・再授与可：原則、出席委員の全員一致、一致しない場合、出席委員の過半数の同意 ・上記以外の議事：出席委員の過半数の同意、可否同数の場合は、会長が決定	<input type="radio"/>	
利害関係者	審査事案と利害関係を有する委員は出席不可、議決権なし		<input type="radio"/>
参 考 人	委員以外の者への意見聴取可		<input type="radio"/>

島根県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、島根県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 省令第3条第1項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、次に掲げる者とする。

(1) 医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識経験を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、島根県教育委員会が適当と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。

2 審査会の会議は、公開しない。

3 審査会の議事について直接の利害関係を有する委員は、当該議事に関する審査会の会議に出席し、又はその議決に加わることができない。

(参考人)

第5条 審査会は、調査審議のため必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、教育庁学校企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審査会の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、島根県教育委員会教育長が招集するものとする。

<p>○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(関係部分)</p> <p>(特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例)</p>	<p>○法律施行職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(関係部分)</p> <p>(都道府県教育職員免許状再授与審査会の委員)</p>	<p>○島根県教育職員免許状再授与審査会規則</p>	
<p>第二十二条</p> <p>2 都道府県の教育委員会は、前項の規定により再び免許状を授与するに当たつては、あらかじめ、都道府県の教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならぬ。</p>	<p>(都道府県教育職員免許状再授与審査会)</p> <p>2 都道府県の教育委員会は、前項の規定により再び免許状を授与するに当たつては、あらかじめ、都道府県の教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならぬ。</p>	<p>第三条 都道府県教育職員免許状再授与審査会(以下「審査会」という。)の委員は、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。</p>	<p>第一条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則(「令和四年文部科学省令第五号。以下「省令」という。)第六条の規定に学力基づき、島根県教育職員免許状再授与審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>第二十三条 前条第二項に規定する意見を述べる事務をつかさどらせるため、都道府県の教育委員会に、都道府県教育職員免許状再授与審査会を置く。</p>	<p>2 都道府県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。</p>	<p>2 任期は、前任者の残任期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、再任されることができる。</p>	<p>第二条 審査会は、委員5人以内をもつて組織する。</p>
<p>第二十四条 第四条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。</p> <p>3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。</p>	<p>第五条 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決する。議決することができるとき、審査会の議事は、会長に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、あらかじめその指名する会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。</p>	<p>第三条 省令第三条第一項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識と認める者(前号に掲げる者ほか、島根県教育委員会が適当と認める者)。</p> <p>(2) 経験を有する者(前号に掲げる者ほか、島根県教育委員会が適当と認める者)。</p> <p>2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p>	<p>(参考人)</p>
<p>第二十五条 第四条 審査会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。</p> <p>2 審査会の会議は、公開しない。</p> <p>3 審査会の会議に加わることができる。その議決に加わることができる。</p>	<p>3 審査会の会議は、出席を認められた者の意見を聴いて、再開する。</p> <p>2 審査会の会議は、公開しない。</p> <p>3 審査会の会議に加わることができる。</p>	<p>第三条 審査会の会議について直接の利害関係を有する委員は、当該議事に關する審査会の会議に出席し、又はその議決に加わることができる。</p>	<p>(参考人)</p>
<p>第二十六条 第六条 第六条 審査会の庶務は、教育庁学校企画課において処理する。</p>	<p>(参考人)</p>	<p>(参考人)</p>	<p>(参考人)</p>
<p>第二十七条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。</p>	<p>(参考人)</p>	<p>(参考人)</p>	<p>(参考人)</p>

江津地域の新設校開校準備委員会「I期中間まとめ」について

1 新設校開校準備委員会について

(1) 目的

- 新設校の開校準備に関する業務を適切に行うために設置 (R6.2.27)

(2) 検討事項

- 新設校の学校運営の基本方針に関すること
- 新設校への円滑な移行に関すること
- 新設校の開校に必要な調査及び情報収集に関すること
- 新設校の施設及び設備等に関すること
- 関係機関との連絡調整に関すること

(3) 構成

① 本会議構成員

- 学校関係：江津高校及び江津工業高校の校長、事務長、教頭、主幹教諭
- 教育庁：総務課長、教育施設課長、学校企画課長、教育指導課長、保健体育課長、社会教育課長
- 事務局：県立学校改革推進室長
- オブザーバー：江津市、江津市教育委員会、島根職業能力開発短期大学校、島根県立大学、GO►GOTSUコンソーシアム、両校学校運営協議会

② 開校プロジェクトチーム構成員

- 江津高校、江津工業高校の教職員のうち、それぞれの校長が選任した者。
ただし、必要に応じて両校教職員から適宜加えることができる。
(両校の教頭は、開校プロジェクトチームの会務を総括し、本会議との連絡調整にあたる)
- オブザーバー：GO►GOTSUコンソーシアム

2 令和10年度開校とした場合のスケジュール（目安）

年度	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
	I期（教育内容、施設整備について検討）		II期（校内体制検討、施設整備）			
開校準備	学校				生徒募集 入学者選抜	開校
	県教委事務局	準備委員会設置・開校準備		施設整備の基本構想・基本設計、実施設計・工事		関係機関との調整

3 江津地域の新設校開校準備委員会のⅠ期検討スケジュール

回	日時	検討内容
第1回 (済)	2月27日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討スケジュール ・ 準備委員会の構成 ・ 今後の協議内容
第2回 (済)	4月24日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 準備委員会の構成 ・ Ⅰ期検討スケジュール ・ スクールミッション ・ 新設校の組織編制
第3回 (済)	6月27日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新設校の組織編制 ・ スクールミッション ・ 学科・コース ・ 特色ある学び
第4回 (済)	8月28日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ Ⅰ期中間まとめ (案) ・ 学科・コース ・ 特色ある学び ・ 地域連携 ・ 施設設備の整備
第5回 (済)	10月21日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ I期中間まとめ ・ 学科・コース ・ 特色ある学び ・ 地域連携 ・ 施設設備の整備
第6回 (済)	12月18日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 円滑な統合に向けた教育活動 ・ 校名の在り方 ・ 検討スケジュール ・ 施設設備の整備
第7回	2月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ I期まとめ ・ II期検討スケジュール ・ II期プロジェクトチームの在り方

言
誰もが、誰かの、
そこからもの。

江津地域の新設校開校準備委員会

I 期中間まとめ

令和6年12月24日

新設校開校準備委員会

令和5年12月決定の基本的な方針

- ① 江津地域の子どもたちの進路の選択肢の確保と、教育活動の充実を最優先に考え検討
- ② 江津高校と江津工業高校を統合し、1学年120人規模の新たな魅力ある高校を設置
- ③ 江津高校が築いてきた地域連携による進学を念頭において学びを継承
- ④ 江津工業高校の伝統を生かすとともに、県西部の工業教育へのニーズに対応できるよう、工業教育の更なる魅力化を検討
- ⑤ 学科名、コース名、教育の具体的な内容については、地域の意見を丁寧に聴取しながら検討
- ⑥ 地域や地元教育機関等と連携し、探究的な学びを生かした魅力ある教育を開
- ⑦ 工業教育の実習施設・設備が必要であることから、新設校は江津工業高校の場所を念頭
- ⑧ 開校する時期は、教育課程の検討と、それを踏まえた施設整備のため、令和10年度前後を想定
- ⑨ 開校までの間、または開校後であっても、地域や社会のニーズを捉え、時代にあった魅力ある学びとなるよう柔軟に対応し、必要があれば方針等を見直す

1 設置場所

- 江津市江津町 1477 番地 (江津工業高校所在地)

2 開校及び閉校

(1) 新設校の開校

- 令和 10 年 4 月 (令和 9 年度実施の入学者選抜より募集開始)

(2) 新設校の設置

- 令和 9 年度中に設置 (県議会への条例案提出) 予定

(3) 新設校のイメージ

- 普通科系には「普通科」と「新しい普通科」、工業科には「機械・電気系」と「建築都市工学系」の学科を設置し、それぞれをくくり募集する。

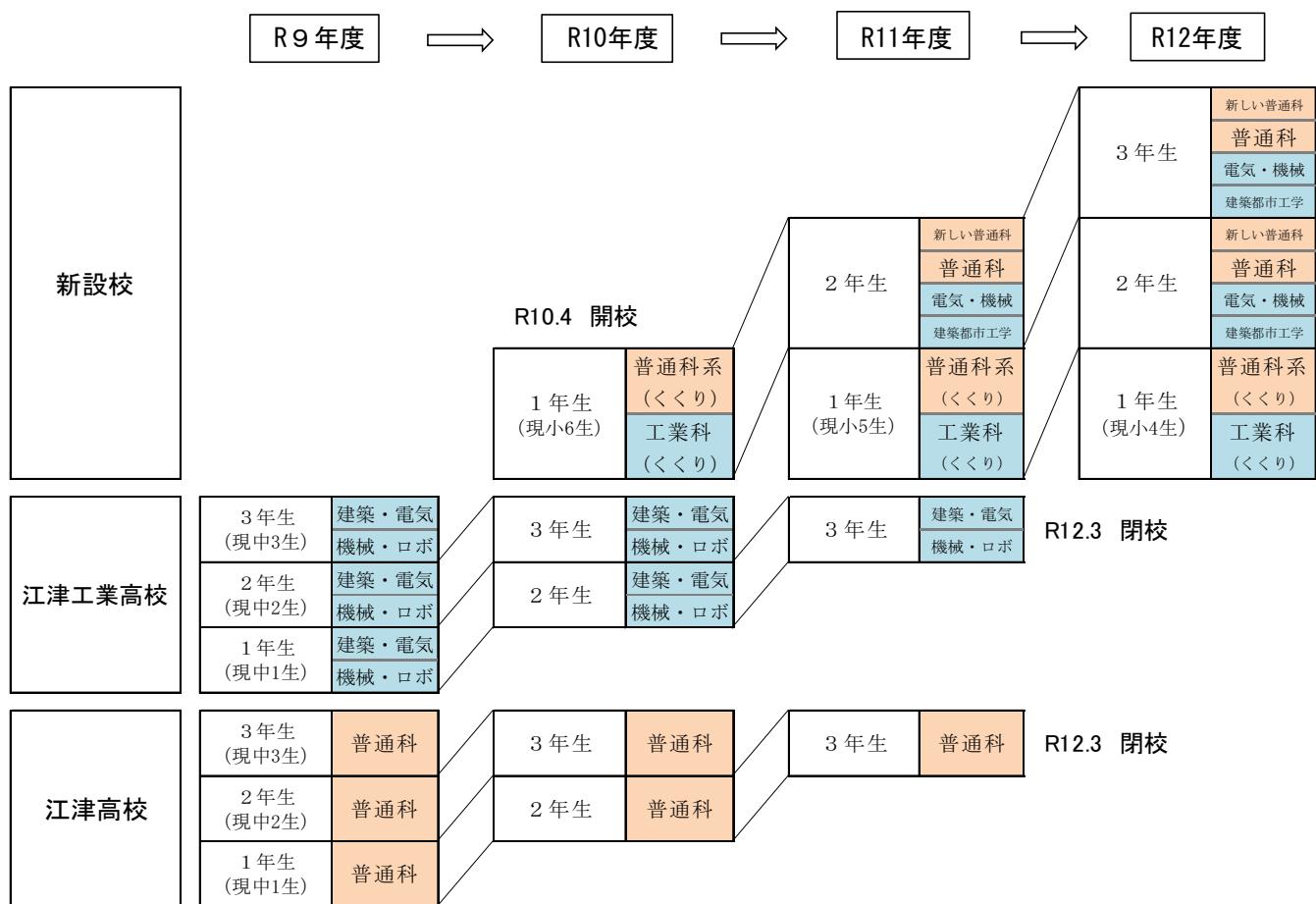
学科・コースの内容 (学科名・コース名は未定)		1 学年当たりの学級数
普通科系	普通科	<ul style="list-style-type: none">文系・理系への進学看護・栄養・保育などの資格職をめざす進学地域課題の探究からの学びを育てるための進学
	地域と連携した「新しい普通科」	2 学級 (60) くくり募集
工業科	機械・電気系 学科	<ul style="list-style-type: none">機械コース電気コース※ 大学等への進学にも対応
	建築都市工学系 学科	4 学級 (120) <ul style="list-style-type: none">建築都市工学系の学び※ 大学等への進学にも対応

(4) 江津高校・江津工業高校の募集停止

- 令和 10 年入学者選抜 (令和 9 年度実施) から募集停止
- 令和 8 年度及び 9 年度の入学生は卒業まで入学した学校で学習
- 令和 10 年度及び 11 年度は江津工業高校と新設校の生徒が同じ校地で学習、江津高校の生徒が江津工業高校及び新設校の生徒と共に様々な教育活動を行える体制を整える

〈参考〉 令和9～12年度の配置

※ カッコ内の現学年は令和6年度現在



3 学びの特色

(1) 普通科系の学び

- 普通科を1学級、地域と連携した学びのための「新しい普通科」を1学級設置する。「新しい普通科」の学科名は今後検討する。
- 普通科、「新しい普通科」とともに文系・理系への進学、地域が必要とする看護・栄養・保育などの資格職をめざす進学に対応し、「新しい普通科」には地域と連携した探究的な活動を実践する学校設定教科・科目を設置する。
- 1年次には共通した教育課程で学び、2年次から生徒が自らの適性や興味
 - ・関心に応じて普通科、または「新しい普通科」を選択できるようくくり募集とする。
- 工業科の学びや、工業科の生徒と協働した学びにより、幅広い視点から地域課題の探究や自らのキャリアを深める教育課程とする。
- これまでの県立大学との連携の実績を基に、さらに充実した地域探究活動を実現する。

(2) 工業科の学び

- ・ 機械、電気、建築の学びに加え、地域のニーズから都市工学系の学びを加える。
- ・ 機械・電気系の学科の中に機械コース、電気コースを設置する。建築都市工学系学科では建築の学びに加え、街づくりに必要な測量や設計などを学ぶ都市工学系の内容も加える。学科、コースの名称は引き続き検討する。
- ・ 1年次には工業について幅広く学び、2年次から生徒が自らの適性や興味・関心に応じてコースを選択できるようくくり募集とする。
- ・ 普通科の探究活動と連携した課題研究により、地域課題を通じた工業の専門的、実践的な学びを実現する。
- ・ 島根大学材料エネルギー学部等、4年制大学や短大・専門学校への進学を希望する生徒にも対応した教育課程とする。
- ・ 島根職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ島根）の総合制作と新設校の工業科における課題研究との連携や、必要な実習設備の相互使用などの連携した学びを実現するための検討を引き続き行う。
- ・ より高度な資格取得のための学びを工夫する。
- ・ 引き続き地元産業界等と連携とした工業教育を進める。

(3) 両科に共通した学び

- ・ 柔軟な授業の選択が可能となるように単位制の導入について検討する。
- ・ 江津市、江津市教育委員会等と江津市内県立学校3校を含むGO▶GOTUコンソーシアムで、地域と連携した学びを構想する。

4 教育活動の特色

(1) 学校行事

- ・ 普通科系と工業科が併置されている特色を生かした、地域に開かれた学園祭等の学校行事を計画。

(2) 部活動

- ・ 江津高校・江津工業高校の特色を引き継ぎ、男女ハンドボール、水球、ボート部の強化を進める。
- ・ 石見神楽など地域の伝統や文化を生かした地域に貢献できる部活動や、工業の専門性を生かしたモノづくりのできる部活動の設置を検討する。

(3) 円滑な統合に向けた教育活動

- ・ 新設校設置までの期間においても、両校での行事の合同開催や、部員不足の部活動における合同チームの結成、合同練習などの取組を積極的に行う。

5 施設・設備の構想

(1) 安心・安全な教育環境の整備

- ・ 不足する女子トイレや女子更衣室等の基本的な環境を整備する。
- ・ 老朽化した校舎、屋内運動場及び実習棟の整備を検討する。

(2) 特色ある学びに必要な施設・設備

- ・ 普通科、地域と連携した「新しい普通科」、工業科の学びを実現するための学習環境を整備する。
- ・ 新たな都市工学系の学びに対応するための設備を整備する。
- ・ 普通科系の学び、工業科の学びが両立できるよう図書館や教科教室等の整備を検討する。

(3) 住まい確保

- ・ 普通科系、工業科とともに、県西部全体から入学を希望する生徒がいることが想定されることから、通学困難な生徒への住まい確保のため既存寄宿舎の整備について検討する。
- ・ 女子の受入れのための既存寄宿舎の整備について検討する。

令和7年度 特別支援学校高等部及び専攻科の入学定員について

1 定員設定の基本的考え方について

- 各学校が実施した就学相談会への参加状況で把握した入学希望者数を基準とする。
※就学相談会の参加者がいない場合も、最低限の学級、定員を設ける。
- 全員の入学を想定し、学校ごとに学科及び学級区分に応じて学級数を設定し、下記の基準を満たすように定員を設ける。
※定員基準：1学級あたりの生徒数×学級数＝入学定員≥入学希望者数
※1学級あたりの生徒数：単一障がい学級8人・重複障がい学級3人（標準法）

2 令和7年度 高等部及び専攻科入学定員案について

(1) 高等部

視覚障がい4学級・22名、聴覚障がい8学級・44名、知的障がい46学級・243名
肢体力不自由7学級・31名、病弱5学級・25名とし、合計70学級・365名とする。
(参考R6 視覚4学級・22名、聴覚8学級・44名、知的49学級・247名
肢体力7学級・31名、病弱5学級・25名、合計73学級・369名)

(分教室)

- 松江養護学校安来分教室は普通科単一障がい1学級（定員8名）を設定する。
- 出雲養護学校邇摩分教室は普通科単一障がい1学級（定員8名）を設定する。
- 出雲養護学校雲南分教室は普通科単一障がい1学級（定員8名）を設定する。

(参考R6 松江養護安来分2学級（定員16名）、
出雲養護邇摩分1学級（定員8名）、雲南分1学級（定員8名）)

(訪問学級) ※訪問教育の対象となっている生徒で編制される学級

- 現在、対象の生徒を把握中。
- 来年2月頃までに対象生徒を特定し、学級を設定する。

(2) 専攻科

盲学校3学級・19名、松江ろう学校4学級・22名とし、合計7学級・41名とする。
(参考R6 盲学校3学級・19名、松江ろう学校4学級・22名、合計7学級・41名)

(3) 高等部及び専攻科（合計）

単一障がい学級35学級・280名、重複障がい学級42学級・126名とし、合計77学級・406名とする。
(参考R6 単一障がい学級34学級・272名、重複障がい学級46学級・138名、合計80学級・410名)

3 今後の予定

- 12月24日の教育委員会会議にて議決後、訪問教育対象生徒を除く学級数及び定員数を公表する。
- 高等部訪問学級の定員を確定した後、令和7年2月の教育委員会会議において、特別支援学校高等部及び専攻科の定員を定める「県立学校の組織編制に関する規則」（昭和33年島根県教育委員会規則第4号）の改正を付議する。

令和7年度特別支援学校高等部及び専攻科入学定員（案）

(1) 高等部

種別	学校名	学科	学級区分	1学級人数	学級数	入学定員	備考（前年度との比較）	
視覚障がい	盲学校	普通科	単一障がい	8	1	8		
			重複障がい	3	1	3		
		保健理療科	単一障がい	8	1	8		
			重複障がい	3	1	3		
学校計				4	22			
聴覚障がい	松江ろう学校	普通科	単一障がい	8	1	8		
			重複障がい	3	1	3		
		産業技術科	単一障がい	8	1	8		
			重複障がい	3	1	3		
	学校計				4	22		
	浜田ろう学校	美術工芸科	単一障がい	8	1	8		
			重複障がい	3	1	3		
		生活デザイン科	単一障がい	8	1	8		
			重複障がい	3	1	3		
	学校計				4	22		
知的障がい	松江養護学校	普通科	単一障がい	本校	8	6	48 1学級増	
			重複障がい	分教室	8	1	8 1学級減	
					3	11	33 1学級増	
		学校計				18	89 1学級増	
	出雲養護学校	普通科	単一障がい	本校	8	5	40	
			重複障がい	運摩分教室	8	1	8	
				雲南分教室	8	1	8	
					3	7	21 2学級減	
	学校計				14	77	2学級減	
	石見養護学校	普通科	単一障がい	8	1	8		
			重複障がい	3	2	6	1学級増	
	学校計				3	14	1学級増	
	浜田養護学校	普通科	単一障がい	8	3	24	1学級増	
			重複障がい	3	2	6	3学級減	
	学校計				5	30	2学級減	
	益田養護学校	普通科	単一障がい	8	2	16		
			重複障がい	3	2	6	1学級減	
	学校計				4	22	1学級減	
	隠岐養護学校	普通科	単一障がい	8	1	8		
			重複障がい	3	1	3		
	学校計				2	11		
肢体不自由	出雲養護学校	普通科	重複障がい	3	1	3		
					1	3		
	益田養護学校	普通科	重複障がい	3	1	3		
					1	3		
	松江清心養護学校	普通科	単一障がい	8	1	8		
			重複障がい	3	2	6		
	学校計				3	14		
病弱	江津清和養護学校	普通科	単一障がい	8	1	8		
			重複障がい	3	1	3		
	学校計				2	11		
	江津清和養護学校	普通科	単一障がい	8	1	8		
			重複障がい	3	1	3		
	学校計				2	11		
	松江緑が丘養護学校	普通科	単一障がい	8	1	8		
			重複障がい	3	2	6		
	学校計				3	14		
	合 計				单一障がい	8	31 1学級増	
					重複障がい	3	39 4学級減	
						70	365 3学級減	

注：訪問学級を含まない。

(2) 専攻科

種別	学校名	学科	学級区分	1学級人数	学級数	入学定員	備考(前年度との比較)	
視 覚 障 が い	盲学校	理療科	単一障がい	8	1	8		
		保健理療科	単一障がい	8	1	8		
			重複障がい	3	1	3		
		学校計		3	19			
聴 覚 障 が い	松江ろう学校	産業工芸科	単一障がい	8	1	8		
			重複障がい	3	1	3		
		生活デザイン科	単一障がい	8	1	8		
			重複障がい	3	1	3		
学校計				4	22			
計		単一障がい	8	4	32			
		重複障がい	3	3	9			
				7	41			

(3) 高等部及び専攻科 合計

合 計 (1) + (2)	単一障がい	8	35	280	1 学級 増
	重複障がい	3	42	126	4 学級 減
			77	406	3 学級 減

高等部及び専攻科入学定員の増減（前年度対比）

① 盲・ろう学校

【高等部】

(単位：人)

学校名	R 7 (A)			R 6 (B)			増減 (A-B)		
	学級数	入学定員	入学見込者数	学級数	入学定員	入学見込者数	学級数	入学定員	入学見込者数
盲学校	4	22	2	4	22	1			1
松江ろう学校	4	22	2	4	22	1			1
浜田ろう学校	4	22	1	4	22	2			-1
合 計	12	66	5	12	66	4			1

【専攻科】

学校名	R 7 (A)			R 6 (B)			増減 (A-B)		
	学級数	入学定員	入学見込者数	学級数	入学定員	入学見込者数	学級数	入学定員	入学見込者数
盲学校	3	19	2	3	19	2			
松江ろう学校	4	22	1	4	22				1
合 計	7	41	3	7	41	2			1

② 養護学校

学校名	R 7 (A)			R 6 (B)			増減 (A-B)		
	学級数	入学定員	入学見込者数	学級数	入学定員	入学見込者数	学級数	入学定員	入学見込者数
知的	46	243	198	49	247	212	-3	-4	-14
松江	18	89	80	17	86	79	1	3	1
出雲	14	77	62	16	83	73	-2	-6	-11
石見	3	14	7	2	11	8	1	3	-1
浜田	5	30	23	7	31	25	-2	-1	-2
益田	4	22	19	5	25	23	-1	-3	-4
隱岐	2	11	7	2	11	4			3
肢体不自由	7	31	12	7	31	11			1
出雲養護	1	3	1	1	3	1			
益田養護	1	3	1	1	3	1			
松江清心	3	14	7	3	14	6			1
江津清和	2	11	3	2	11	3			
病弱	5	25	12	5	25	16			-4
江津清和	2	11	3	2	11	4			-1
松江緑が丘	3	14	9	3	14	12			-3
合 計	58	299	222	61	303	239	-3	-4	-17

③ 合計

学校名	R 7 (A)			R 6 (B)			増減 (A-B)		
	学級数	入学定員	入学見込者数	学級数	入学定員	入学見込者数	学級数	入学定員	入学見込者数
高等部	70	365	227	73	369	243	-3	-4	-16
専攻科	7	41	3	7	41	2			1
合 計	77	406	230	80	410	245	-3	-4	-15

注：いずれの学校も訪問学級は含まない。

県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 改正理由

「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第67号）が令和7年6月1日から施行されることに伴い、下記の条例について所要の改正を行う必要がある。

2 一部改正が必要となる条例

- (1) 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）
- (2) 市町村立学校の教職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和31年島根県条例第38号）

3 改正の概要

(1)(2)ともに、条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

4 施行期日

令和7年6月1日

県立学校の教育職員の給与に関する条例新旧対照表

(第3条第3号関係)

改 正 後	改 正 前
県立学校の教育職員の給与に関する条例 〔昭和29年3月26日 島根県条例第6号〕	
第1条～第24条　〔略〕	第1条～第23条　〔略〕 (期末手当) 第24条　期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第24条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教育職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第24条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職（法第28条第4項の規定による失職及び法第29条の規定による懲戒免職以外の場合の離職をいう。以下この条及び第25条において同じ。）し、又は死亡した教育職員（人事委員会規則で定める教育職員を除く。）についても、同様とする。 2～5　〔略〕
第24条の2　〔略〕 (1)・(2)　〔略〕 (3)　基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教育職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの (4)　次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの	第24条の2　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2)　〔略〕 (3)　基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教育職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの (4)　次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの
第24条の3　〔略〕	第24条の3　任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた教育職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができ

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) [略]

2・3 [略]

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合

(2)・(3) [略]

4～6 [略]

第25条～第31条 [略]

る。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) [略]

2 [略]

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

(2) [略]

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4～6 [略]

(勤勉手当)

第25条 [略]

2～4 [略]

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第24条の2中「前条第1項」とあるのは「第25条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第25条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

第25条の2～第31条 [略]

附 則 [略]

別表第1・別表第2 [略]

附 則 [略]

別表第1・別表第2 [略]

市町村立学校の教職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例新旧対照表

(第2条第2号関係)

改 正 後	改 正 前
市町村立学校の教職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> (昭和31年9月29日) 島根県条例第38号 </div>	
第1条～第5条　〔略〕	第1条～第5条　〔略〕
（失職の特例）	（失職の特例）
第6条　県教育委員会は、公務遂行中の過失による事故に係る罪により <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられその刑の執行を猶予された教職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。	第6条　県教育委員会は、公務遂行中の過失による事故に係る罪により <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられその刑の執行を猶予された教職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。
2　〔略〕	2　〔略〕
第7条　〔略〕	第7条　〔略〕
附 則　〔略〕	附 則　〔略〕

令和7年度島根県教育職員(実習助手【一般・工業】)採用候補者 選考試験の結果について

1 選考試験

(1) 試験日

令和6年10月26日(土)

(2) 試験会場

松江工業高等学校

(3) 試験内容

【一般】論文試験、面接試験、パソコン実技試験、総合実技試験

※総合実技：実験の準備・片付けやICT機器の準備・操作等に関する内容

【工業】専門教養試験、面接試験、パソコン実技試験、専門実技試験

2 受験状況及び選考結果

募集区分	募集種別	採用予定人員	出願者数	受験者数	名簿登載者数	倍率
一般枠	一般	2名程度	16名	14名	2名	7.0倍
	障がいのある方を対象とした選考(一般)	若干名	2名	2名	0名	—
	工業	1名程度	9名	9名	2名	4.5倍
	障がいのある方を対象とした選考(工業)	若干名	1名	0名	0名	—
特別枠 (島根かみあり国スポーツ競技力向上枠)	一般	1名程度	1名	1名	1名	1.0倍

(職務内容) 【一般】：実験又は実習について、教諭の職務を助ける。

【工業】：工業の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。

令和7年度島根県市町村立小・中学校等校長・教頭・主幹教諭 採用・昇任候補者選考試験（暫定再任用教職員選考含む）結果及び特例任用候補者報告について

【採用・昇任候補者選考試験】

1 校 長

		受験者数	第1次試験合格者数	第2次試験名簿登載者数
教育事務所	松江	29 (4)	15 (3)	8 (3)
	出雲	43 (4)	21 (2)	8 (1)
	浜田	23 (8)	8 (4)	4 (3)
	益田	14 (5)	12 (5)	2 (1)
	隱岐	2 (1)	1 (1)	0 (0)
行政等		9 (1)	5 (1)	3 (1)
合計		120 (23)	62 (16)	25 (9)

() は女性で内数。

2 教 頭

		受験者数	第1次試験合格・免除者数	第2次試験名簿登載者数
教育事務所	松江	13 (2)	8 (2)	6 (1)
	出雲	24 (11)	15 (8)	11 (8)
	浜田	14 (7)	9 (4)	7 (3)
	益田	14 (3)	7 (1)	2 (1)
	隱岐	4 (0)	3 (0)	2 (0)
行政等		10 (2)	8 (2)	6 (2)
合計		79 (25)	50 (17)	34 (15)

() は女性で内数。

3 主幹教諭

		受験者数	第1次試験合格・免除者数	第2次試験名簿登載者数
教育事務所	松江	2 (1)	2 (1)	1 (0)
	出雲	3 (0)	3 (0)	3 (0)
	浜田	1 (0)	1 (0)	0 (0)
	益田	1 (0)	1 (0)	1 (0)
	隱岐	0 (0)	0 (0)	0 (0)
行政等		0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計		7 (1)	7 (1)	5 (0)

() は女性で内数。

<参考> 近年の受験者数と名簿登載者数

() は女性で内数。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
校 長	受験者数	158 (12)	126 (10)	122 (13)	114 (17)	120 (20)	118 (17)	120 (23)
	名簿登載者数	66 (6)	48 (4)	51 (7)	39 (5)	47 (10)	43 (10)	25 (9)
	倍 率	2.4	2.6	2.4	2.9	2.6	2.7	4.8
教 頭	受験者数	177 (36)	163 (29)	141 (26)	105 (22)	90 (21)	68 (19)	79 (25)
	名簿登載者数	75 (20)	67 (14)	66 (15)	52 (11)	46 (11)	32 (10)	34 (15)
	倍 率	2.4	2.4	2.1	2.0	2.0	2.1	2.3
主幹教諭 H30～	受験者数	20 (5)	7 (4)	8 (5)	5 (1)	17 (7)	6 (1)	7 (1)
	名簿登載者数	14 (3)	4 (1)	6 (4)	2 (1)	13 (7)	6 (1)	5 (0)
	倍 率	1.4	1.8	1.3	2.5	1.3	1.0	1.4

【暫定再任用教職員(校長・教頭・主幹教諭)選考】

1 校 長

		申込者数			暫定再任用 名簿登載者数		備考
			更新	新規	更新	新規	
教 育 事 務 所	松江	4 (0)	2	2	4 (0)	2	2
	出雲	9 (1)	5	4	9 (1)	5	4
	浜田	6 (0)	5	1	6 (0)	5	1
	益田	5 (0)	1	4	5 (0)	1	4
	隱岐	0 (0)	0	0	0 (0)	0	0
	行政等	4 (1)	0	4	4 (1)	0	4
合計		28 (2)	13	15	28 (2)	13	15

() は女性で内数。

2 教 頭

		申込者数			暫定再任用 名簿登載者数		備考
			更新	新規	更新	新規	
教 育 事 務 所	松江	3 (1)	1	2	2 (1)	1	1
	出雲	1 (0)	1	0	1 (0)	1	0
	浜田	1 (0)	1	0	0 (0)	0	0
	益田	0 (0)	0	0	0 (0)	0	0
	隱岐	0 (0)	0	0	0 (0)	0	0
	行政等	0 (0)	0	0	0 (0)	0	0
合計		5 (1)	3	2	3 (1)	2	1

() は女性で内数。

3 主幹教諭

		申込者数			暫定再任用 名簿登載者数		備考
			更新	新規	更新	新規	
教 育 事 務 所	松江	0 (0)	0	0	0 (0)	0	0
	出雲	0 (0)	0	0	0 (0)	0	0
	浜田	0 (0)	0	0	0 (0)	0	0
	益田	0 (0)	0	0	0 (0)	0	0
	隱岐	0 (0)	0	0	0 (0)	0	0
	行政等	0 (0)	0	0	0 (0)	0	0
合計		0 (0)	0	0	0 (0)	0	0

() は女性で内数。

【特例任用(校長・教頭・主幹教諭)候補者の可否結果】

1 校 長

		申込者数	特例任用候補者決定数	備考
教 育 事 務 所	松江	4 (0)	4 (0)	
	出雲	5 (0)	5 (0)	
	浜田	3 (0)	3 (0)	
	益田	4 (1)	2 (0)	
	隱岐	2 (0)	2 (0)	
行政等		0 (0)	0 (0)	
合計		18 (1)	16 (0)	

() は女性で内数。

2 教 頭

		申込者数	特例任用候補者決定数	備考
教 育 事 務 所	松江	4 (1)	3 (1)	申込者の内 現職校長3
	出雲	1 (0)	1 (0)	
	浜田	0 (0)	0 (0)	
	益田	1 (0)	1 (0)	
	隱岐	0 (0)	0 (0)	
行政等		0 (0)	0 (0)	
合計		6 (1)	5 (1)	

() は女性で内数。

3 主幹教諭

		申込者数	特例任用候補者決定数	備考
教 育 事 務 所	松江	0 (0)	0 (0)	
	出雲	0 (0)	0 (0)	
	浜田	0 (0)	0 (0)	
	益田	0 (0)	0 (0)	
	隱岐	0 (0)	0 (0)	
行政等		0 (0)	0 (0)	
合計		0 (0)	0 (0)	

() は女性で内数。

しまねの社会教育人材認証制度・登録制度の設立について

1 認証制度・登録制度設立の背景

島根県においては、現在社会教育主事の発令をされている者、社会教育士の称号を有する者のほかに、社会教育主事有資格者である者（教員、公民館等職員、行政職員等）が数多く存在し、その経験を生かして社会教育現場で活動を行っている。

さらには、社会教育主事講習の受講の有無にかかわらず、社会教育に関わる人や、社会教育機能を活用した人づくり、地域づくりの実践者が多数いる。

こうした状況から、社会教育主事、社会教育士を含め、活躍している社会教育人材を県教育委員会が認証または登録することにより、社会教育人材のネットワークを再構築し、社会教育人材の育成を進めながら、社会教育機能を生かしたしまねを創る人づくりを進める。

2 認証制度・登録制度の概要

名称	しまね社会教育師認証制度	しまね社会教育サポーター登録制度
目的	社会教育に取り組む社会教育主事有資格者をしまね社会教育師として認証し、島根県の社会教育人材の活躍の活性化や意識づけ、ネットワークの構築を進めるとともに、社会教育機能を生かしながらしまねを創る人づくりを促進することを目的とする。	島根県教育委員会が社会教育活動に取り組む地域住民を登録し、しまね社会教育師認証者としまね社会教育サポーターとのネットワークの構築を進めながら、社会教育機能を生かし、しまねを創る人づくりを促進とともに、社会教育人材の裾野を広げることを目的とする。
対象者	・社会教育主事有資格者 ・社会教育主事講習を修了した者 (新旧制度問わない) ・大学の社会教育主事養成課程修了者	・島根県において社会教育のノウハウやスキルを生かして人づくりや地域づくりに関わっている者 ・しまねの社会教育事業や活動に関わっている者、これから関わりたいと思っている者
期待する役割	・活動の場において、社会教育的な視点を持ちながら、「師」が意味する「教え」、「導く」役割を期待	・社会教育的な視点を持ちながら、地域の中で脈々と活動を「紡ぐ」役割を期待
ロゴ	 <p>しまね 社会教育師 ご縁の国しまねの社会教育導き人</p>	 <p>しまね 社会教育サポーター ご縁の国しまねの社会教育紡ぎ人</p>

3 今後の取組

- 申請時に提供いただいた個人情報を市町村と共有し、市町村内及び教育事務所エリアにおけるネットワーク化、活動の活性化を推進
- 「しまねの人づくり大交流会」を開催し、全県単位で集まり、参加者の学びの場、ネットワーク構築の場を提供

しまね社会教育師認証制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、島根県教育委員会が、社会教育に取り組む社会教育主事有資格者をしまね社会教育師として認証し、島根県の社会教育人材の活躍の活性化や意識づけ、ネットワークの構築を進めるとともに、社会教育機能を生かしながらしまねを創る人づくりを促進することを目的とする。

(活動内容)

第2条 しまね社会教育師（第4条の規定による認証を受けた者をいう。以下同じ。）は、しまねを創る人づくりに寄与する次に掲げる活動に積極的に取り組むものとする。

- (1) 社会教育機能を生かした人づくりに関する活動
- (2) 市町村単位、教育事務所単位又は全県単位で開催される研修会や交流会への参加

(認証の申請)

第3条 しまね社会教育師の認証を受けようとする者（以下「認証申請者」という。）は、しまね社会教育師認証申請書（様式第1号）をしまね電子申請サービスにより島根県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出するものとする。

(認証)

第4条 教育長は、認証申請者のうち、島根県における社会教育の取組に関わる社会教育主事有資格者（社会教育主事講習を修了した者をいう。）をしまね社会教育師として認証するものとする。

(認証書の交付等)

第5条 教育長は、前条の規定により認証した場合は、認証申請者に認証書（様式第2号）を交付する。

2 教育長は、前条の規定による認証をしないときは、認証申請者に認証しない旨を通知するものとする。

(変更の届出)

第6条 第3条のしまね社会教育師認証申請書に記載した事項のうち次に掲げるものに変更が生じたときは、しまね社会教育師変更届（様式3号）をしまね電子申請サービスによ

り速やかに教育長に届け出なければならない。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 勤務先及び役職
- (4) 連絡先電話番号及びメールアドレス

(認証の取消)

第7条 教育長は、しまね社会教育師が法令に違反したとき、その他しまね社会教育師として適当でないと認めるときは、その認証を取り消すことができる。

(認証者名簿の提供)

第8条 島根県教育委員会は、市町村との連携によりしまねを創る人づくりを進めるために、認証者名簿をしまね社会教育師が居住する市町村に提供することができる。

(個人情報)

第9条 しまね社会教育師は、しまね社会教育師としての活動により知り得た個人情報をしまね社会教育師として行う活動以外の場に使用してはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月14日から施行する。

この項目により、しまね電子申請サービスにて申請を行うこととする

(様式 1 号)

しまね社会教育師認証申請書

※認証後、認証者名簿を居住する市町村に提供することを明記

- 1 氏名
- 2 氏名 (ふりがな)
- 3 生年月日
- 4 住所
- 5 勤務先・役職
- 6 連絡先 (電話番号)
- 7 連絡先 (メールアドレス)
- 8 認証要件 社会教育主事講習 年度修了・社会教育主事養成課程 年度卒業
- 9 主な活動地域
- 10 主な活動実績
- 11 証拠書類添付 (修了書等)

(様式2号)

認証書

第 号

様

あなたをしまね社会教育師に認証します

令和 年 月 日

島根県教育委員会教育長

この項目により、しまね電子申請サービスにて申請を行うこととする

(様式 3 号)

しまね社会教育師変更届

- 1 氏名
- 2 氏名（よみがな）
- 3 生年月日
- 4 住所
- 5 勤務先・役職
- 6 連絡先（電話番号）
- 7 連絡先（メールアドレス）

しまね社会教育サポーター登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、島根県教育委員会が社会教育活動に取り組む地域住民を登録し、しまね社会教育師認証者としまね社会教育サポーターとのネットワークの構築を進めながら、社会教育機能を生かし、しまねを創る人づくりを促進するとともに、社会教育人材の裾野を広げることを目的とする。

(活動内容)

第2条 しまね社会教育サポーター（第4条の規定による登録を受けた者をいう。以下同じ。）は、しまねを創る人づくりに寄与する次に掲げる活動に積極的に取り組むものとする。

- (1) 社会教育機能を生かした人づくりに関する活動
- (2) 市町村単位、教育事務所単位又は全県単位で開催される研修会や交流会への参加
- (3) 社会教育主事講習の受講など、スキルアップのための自己研鑽活動

(登録)

第3条 この制度に登録しようとする者（以下「登録申請者」という。）は、しまね社会教育サポーター申請書（様式第1号）をしまね電子申請サービスにより島根県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に申請するものとする。

(登録の要件)

第4条 教育長は、登録申請者のうち、島根県における社会教育の取組に関わる者をしまね社会教育サポーターとして登録するものとする。

(登録書の交付等)

第5条 教育長は、前条の規定により、登録した場合は登録申請者に登録証明書（様式第2号）を交付する。

(変更の届出)

第6条 第3条のしまね社会教育サポーター申請書に記載した事項のうち次に掲げるものに変更が生じたときは、しまね社会教育サポーター変更届（様式第3号）を、しまね電子申請サービスにより速やかに教育長に届け出なければならない。

- (1) 氏名

- (2) 住所
- (3) 勤務先及び役職
- (4) 連絡先電話番号及びメールアドレス

(登録の取消)

第7条 教育長は、しまね社会教育サポーターが島根県における社会教育の取組に関わる者でないことが明らかになったとき、法令に違反したとき、その他しまね社会教育サポーターとして適当でないと認めるときには、その登録を取り消すことができる。

(登録者名簿の提供)

第8条 島根県教育委員会は、市町村との連携によりしまねを創る人づくりを進めるために、登録者名簿をしまね社会教育サポーターが居住する市町村に提供することができる。

(個人情報)

第9条 しまね社会教育サポーターは、しまね社会教育サポーターとしての活動により知り得た個人情報をしまね社会教育サポーターとして行う活動以外の場に使用してはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月14日から施行する。

この項目により、しまね電子申請サービスにて申請を行うこととする

(様式 1 号)

しまね社会教育サポーター登録申請書

※認証後、認証者名簿を居住する市町村に提供することを明記

- 1 氏名
- 2 氏名（ふりがな）
- 3 生年月日
- 4 住所
- 5 勤務先・役職
- 6 連絡先（電話番号）
- 7 連絡先（メールアドレス）
- 8 主な活動地域
- 9 主な活動内容

(様式2号)

登録証明書

第 号
様

あなたをしまね社会教育サポーター
に登録したことを証明します

令和 年 月 日

島根県教育委員会教育長

この項目により、しまね電子申請サービスにて申請を行うこととする

(様式 3 号)

しまね社会教育サポーター変更届

※申請内容の「変更」を選択し、以下の項目の変更点を記入して申請

- 1 氏名
- 2 氏名（よみがな）
- 3 生年月日
- 4 住所
- 5 勤務先・役職
- 6 連絡先（電話番号）
- 7 連絡先（メールアドレス）

この指とまれ! しまねの社会教育人材 認証・登録制度



ふたつの制度!

- ①しまね社会教育師認証制度
- ②しまね社会教育ソポーター登録制度

①しまね社会教育師 認証制度

[期待される役割]

- ・活動の場において、社会教育的な視点を持ちながら、「師」が意味する「教え」、「導く」役割を期待します

[対象となる人]

- ・社会教育主事有資格者
- ・社会教育主事講習を修了した人
(新旧制度問わない)
- ・大学の社会教育主事養成課程修了者
(例)
現在社会教育主事の発令者
過去、社会教育主事の発令者
講習を修了した公民館等職員
社会教育士の称号を取得した人 など



ロゴ

認証後使用いただけます。名刺など
に印刷してご活用ください!



みちびきひと
ご縁の国しまねの社会教育導き人

登録

二次元コードを読み取り、必要事項
を記入して申請してください
※認証制度は社会教育主事講習の終了を
証明する書類が必要です



②しまね社会教育ソポーター 登録制度

[期待される役割]

- ・社会教育的な視点を持ちながら、地域の中で
人々と活動を「紡ぐ」役割を期待します

[対象となる人]

- ・島根県において社会教育のノウハウやスキルを生
かして人づくりや 地域づくりに関わっている人
- ・しまねの社会教育事業や活動に関わっている人、
これから関わりたいと思っている人

(例)

社会教育委員、コーディネーター
公民館、コミセン、まちセン職員
親学ファシリテーター など



ロゴ

登録後使用いただけます。名刺など
に印刷してご活用ください!



つむぎひと
ご縁の国しまねの社会教育紡ぎ人

登録

二次元コードを読み取り、必要事項を
記入して申請してください



[この件に関する問合せ先]

島根県教育庁社会教育課 担当（福本） TEL0852-22-5429

社会教育関係表彰等について

社会教育関係の表彰等が以下のとおり決定したので報告する。

1 令和6年度 島根県優良少年団体表彰（教育長表彰）

別紙1

2 令和6年度 島根県青少年芸術文化表彰（知事表彰・第1期分）

別紙2

3 令和6年度 島根県児童生徒学芸顕彰（教育長顕彰・第1期分）

別紙3

令和 6 年度島根県優良少年団体表彰（教育長表彰）について

1 趣 旨

県内少年団体のうち、定期的、継続的な活動が他の範となり、明るく住みよい地域づくりに大きく貢献しているものを優良少年団体として島根県教育委員会教育長が表彰し、今後の少年団体活動の充実・発展に資する。

2 被表彰団体

大社中学校生徒吉兆支援保存会（出雲市）

3 主な表彰理由（審査委員の意見）

推薦団体	意見等
大社中学校生徒吉兆支援保存会	<ul style="list-style-type: none"> 地域伝統行事へ意欲ある数多くの中学生が自発的に参加する取組であり、非常に素晴らしいと感じた。今後の継承のためにも末永く取り組んでほしい。 県指定無形民俗文化財「大社町の吉兆神事」の後継者育成につながる活動であり、文化財の保護継承の観点からも大変意義のある取組である。 多くの中学生が地域の方と活動を進んで行っている様子がよくわかる。今後も活動をとおして、伝統行事を継承してもらいたい。

4 表彰式

(1) 日時 令和 7 年 1 月 7 日（火） 11：00～12：00

(2) 会場 島根県庁本庁舎 604 会議室

令和6年度島根県青少年芸術文化表彰（知事表彰・第1期分）について

1 趣旨

本県の芸術文化の発展向上に関し功績顕著で、今後一層の活躍が期待される青少年及びその指導者を表彰する。

2 表彰対象

- (1) 全国規模の大会（学校等での教育の一環としてなされたものに限る）及びこれに準ずると認められる大会において、最優秀に相当する賞又はそれに次ぐ賞に相当する賞を受賞した者（団体）
- (2) 永年、卓越した指導力により本県の芸術文化の発展及び普及に努め、その功績が顕著であると認められる者

3 受賞者 1団体・1個人

受賞団体・受賞者	大会名・成績
島根県立出雲高等学校 コーラス部	<p>第77回全日本合唱コンクール全国大会 高校部門Aグループ 金賞</p> <p>主催者 一般社団法人全日本合唱連盟／朝日新聞社 開催期日 令和6年10月26日 開催場所 ソニックスティ（埼玉県）</p>
出雲市立第二中学校 1年 もり たつき 森 達輝	<p>第45回文部科学大臣杯少年少女囲碁大会全国大会 中学生の部 準優勝</p> <p>主催者 公益財団法人日本棋院 開催期日 令和6年8月6日、7日 開催場所 日本棋院東京本院（東京都）</p>

4 表彰式

- (1) 日時：令和7年3月27日（木）13:30～14:10
- (2) 会場：県庁301会議室

5 参考

- (1) 今回の表彰（第1期）は、令和6年3月から11月までに受賞が決定された大会を対象としている。
- (2) 令和6年12月から令和7年2月までに受賞が決定される大会は、第2期分として、第1期分と併せて令和7年3月に表彰式を行う予定。

令和6年度島根県児童生徒学芸顕彰（教育長顕彰・第1期分）について

1 趣 旨

学術・文化活動を通じて本県の児童生徒に豊かな人間性を育むことを目的として、優秀な成果をおさめた児童生徒及びその指導者を顕彰する。

2 顕彰対象

- (1) 全国規模の大会及びこれに準ずると認められる大会において、入賞以上に相当する賞を受賞した者（団体）（島根県青少年芸術文化表彰の対象となる賞を除く）
- (2) 永年、児童生徒の学術・文化活動を指導し優秀な成果をおさめ、その功績が特に顕著であると認められる者

3 受賞者

- (1) 児童生徒： 14団体・13個人
- (2) 指導者： 1個人 計28件（別紙のとおり）

4 顕彰式

- (1) 日時：令和6年12月26日（木）13：15～14：15
- (2) 会場：サンラポーむらくも 祥雲の間

5 参考

- (1) 今回の表彰（第1期）は、令和6年3月から11月までに受賞が決定された大会を対象
- (2) 令和6年12月から令和7年2月までに受賞が決定される大会は、第2期分として、令和7年3月に顕彰式を行う予定

令和6年度島根県児童生徒学芸顕彰（教育長顕彰・第1期分）受賞者一覧

○団体

学校名	団体名	大会名	部門名	賞位
松江商業高等学校	吹奏楽部	第37回全日本マーチングコンテスト	高等学校以上の部	銀賞
飯南高等学校	生命地域ラボ神楽愛好会	第13回高校生の神楽甲子園ひろしま芸高田	—	日藝選奨（最優秀賞）
出雲工業高等学校	ものづくり研究部 電子機械系	第34回全国産業教育フェア栃木大会 第32回全国高等学校ロボット競技大会	—	第3位
出雲商業高等学校	吹奏楽部	第37回全日本マーチングコンテスト	高等学校以上の部	銅賞
出雲北陵高等学校	吹奏楽部	第72回全日本吹奏楽コンクール	高等学校の部	銅賞
		第37回全日本マーチングコンテスト	高等学校以上の部	銀賞
	合唱部	第77回全日本合唱コンクール全国大会	高校部門Aグループ	銅賞
浜田高等学校	放送部	第71回NHK杯全国高校放送コンテスト	創作テレビドラマ部門	優秀賞
		第71回NHK杯全国高校放送コンテスト	ラジオドキュメント部門	入選
		第48回全国高等学校総合文化祭 (清流の国ぎふ総文2024)	郷土研究部門 ポスター部門	優秀賞
島根大学教育学部附属義務教育学校	コーラス部	第91回NHK全国学校音楽コンクール全国コンクール	中学校の部	優良賞
出雲市立第一中学校	吹奏楽部	第72回全国日本吹奏楽コンクール	中学生の部	銀賞
	合唱部	第77回全日本合唱コンクール全国大会	中学校部門同声合唱の部	銀賞
出雲市立大社中学校	吹奏楽部	第72回全国日本吹奏楽コンクール	中学生の部	銅賞
出雲市立斐川西中学校	合唱部	第77回全日本合唱コンクール全国大会	中学校部門混声合唱の部	銀賞
浜田市立金城中学校	吹奏楽部	第30回日本管楽合奏コンテスト全国大会	中学生S部門	最優秀賞 審査員特別賞
出雲市立北陽小学校	音楽部	第77回全日本合唱コンクール全国大会	小学生部門	銅賞

○個人

学校名	学年	氏名	大会名	部門名	賞位
松江北高等学校	2年	おざわ 小澤 実里	第44回高校生英語弁論大会	—	文部科学大臣賞
松江南高等学校	3年	ほそだ 細田 真祐珠	第48回全国高等学校総合文化祭 (清流の国ぎふ総文2024)	放送部門 朗読部門	優秀賞
出雲高等学校	2年	うちべ 内部 泰成	～賢治のまちから～第23回全国高校生童話大賞	—	銀賞
	3年	あじま 安食 優良	令和6年度「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール	高校生の部	警察庁長官賞
島根中央高等学校 (受賞時 川本町立川本中学校)	1年 (3年)	はつとり 服部 永和	第26回日本ジュニア管打楽器コンクール	ソロ部門サクソフォーンの部/中学生コース	金賞
石見智翠館高等学校	3年	すなだ 砂田 美空	第71回NHK杯全国高校放送コンテスト	アナウンス部門	入選
	2年	あだち 安立 葉	第71回NHK杯全国高校放送コンテスト	朗読部門	入選
島根大学教育学部附属義務教育学校	7年	いわむと 岩本 暖之	第72回統計グラフ全国コンクール	第5部（小中学生のパソコン統計グラフの作品）	佳作
	9年	かたおか 片岡 瞳深	第72回統計グラフ全国コンクール	第4部（中学生の作品）	入選
			第64回国際理解・国際協力のための全国中学生作文コンテスト	—	文部科学大臣賞
雲南市立木次中学校	3年	たもと 田本 恵花	第46回少年の主張全国大会	—	奨励賞
浜田市立第二中学校 (受賞時 同上)	2年 (1年)	にしざか 西坂 ほの花	第26回日本ジュニア管打楽器コンクール	ソロ部門サクソフォーンの部/中学生コース	銅賞
松江市立城北小学校 (受賞時 同上)	3年 (2年)	みやした 宮下 いろは	第60回全国児童才能開発コンテスト	科学部門	全国連合小学校長会会長賞
出雲市立西野小学校 (受賞時 同上)	3年 (2年)	かとう 嘉藤 灯里	第40回JPTAピアノ・オーディション	J I 部門	優秀賞

○指導者

学校名	職	氏名	活動歴（過去10年）	顕著な指導実績
浜田市立金城中学校	教諭	ささき 佐々木 陽子	中学校における吹奏楽部での指導 ・H27年度 川本町立川本中学校 ・H28～R2年度 邑南町立石見中学校 ・R3～R6年度 浜田市立金城中学校	・R5 第29回日本管楽合奏コンテスト全国大会 (最優秀賞、審査員特別賞) ・R6 第30回日本管楽合奏コンテスト全国大会 (最優秀賞、審査員特別賞)

博物館の登録について

博物館法（昭和26年法律第285号）第14条の規定に基づき、出雲文化伝承館を博物館として登録した。

1 博物館登録に係る事項

(1) 設置者の名称	出雲市
(2) 博物館の名称	出雲文化伝承館
(3) 博物館の所在地	出雲市浜町520番地
(4) 開館年月日	平成3年10月6日
(5) 登録年月日及び番号	令和6年11月29日 第23号 (令和6年11月29日付け県報第571号・教委告示第4号)

2 施設の概要

(1) 建物及び土地	建物 1,845m ² 土地 34,468m ²
(2) 設備	展示室、工房、事務室等
(3) 職員	12名（館長1名、学芸員2名、事務職員9名）
(4) 開館日数	309日（休館日 毎週月曜日、年末年始）
(5) 博物館資料	740点（収蔵品、図書資料等）

3 登録博物館の県内の設置状況

公立	私立	計
11	10	21

（本件含む。一覧表のとおり）

【参考】関係法令等（抜粋）

○博物館法（昭和26年法律第285号）

（登録）

第十一條 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会（中略）の登録を受けるものとする。

（登録の申請）

第十二条 前条の登録を受けようとする者は、都道府県の教育委員会の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。（以下略）

（登録の審査）

第十三条 都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。（以下 略）

（登録の実施等）

第十四条 登録は、都道府県の教育委員会が、次に掲げる事項を博物館登録原簿に記載してするものとする。（以下 略）

島根県内の登録博物館

	名 称	所在地	登録年月日	設置主体
1	足立美術館	安来市	S47.8.1	公益財団法人
2	石見安達美術館	浜田市	S54.1.5	公益財団法人
3	田部美術館	松江市	S54.12.1	公益財団法人
4	絲原記念館	奥出雲町	S55.11.1	公益財団法人
5	可部屋集成館	奥出雲町	S58.9.1	公益財団法人
6	安部榮四郎記念館	松江市	S58.12.15	公益財団法人
7	亀井温故館	津和野町	H2.2.16	公益財団法人
8	奥出雲多根自然博物館	奥出雲町	H4.3.3	公益財団法人
9	手錢記念館	出雲市	H6.2.15	公益財団法人
10	浜田市世界こども美術館創作活動館	浜田市	H10.4.17	市
11	島根県立美術館	松江市	H11.10.1	県
12	安来市加納美術館	安来市	H15.2.28	市
13	平田本陣記念館	出雲市	H16.11.26	市
14	今岡美術館	出雲市	H16.12.28	一般財団法人
15	島根県立石見美術館	益田市	H17.10.4	県
16	浜田市立石正美術館	浜田市	H21.4.28	市
17	島根県立古代出雲歴史博物館	出雲市	H21.10.6	県
18	松江歴史館	松江市	H24.6.19	市
19	和鋼博物館	安来市	H26.3.14	市
20	出雲弥生の森博物館	出雲市	R1.6.25	市
21	出雲文化伝承館	出雲市	R6.11.29	市